第三十七条の六の四中「第八条第七項」を「第十条第七項」に改める。

第三十七条の七中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四章第二節の二の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の七の三中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の七の四第一項中「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号）」を「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「パイロット信号」を「パイロット信号」に、「超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第二条第二号」を「超短波放送の標準方式第四条第三項」に改め、同条第三項中「第三条第五項」を「第四条第九項」に改める。

第三十七条の七の五第二項中「第三条第九項」を「第四条第九項」に改める。

第三十七条の七の六中「第三条第五項」を「第四条第五項」に改める。

第四章第二節の三の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の八中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の九第一項中「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号」を「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第七条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第三十七条の十第二項及び第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第四章第二節の四の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の十六中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の十七第一項中「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号」を「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号」に、「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条第二項中「第八条」を「第九条」に改める。

第四章第二節の四の二の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十の二中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十の三第一項中「標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。）第一条の六第四項」を「標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第八条第四項」に改め、同条第二項中「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の九」を「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十一条」に改める。

第四章第二節の四の三の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十の七中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十の八第一項中「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第一項」を「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第一項」に改め、同条第二項中「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項」を「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項」に改める。

第三十七条の二十の九第二項中「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十三第四項」を「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十五条第四項」に改める。

第三十七条の二十の十中「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項」を「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項」に改める。

第四章第二節の五の節名中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十一中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に、「第十八条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に、「第三十七条の二十六の三及び第三十七条の二十七の三」を「第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八」に改める。

第三十七条の二十二中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十三第二項中「第十二条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第三十七条の二十四第二項中「第十二条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第三十七条の二十六の二中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第四章第二節の六を次のように改める。

第二節の六　削除

第三十七条の二十七から第三十七条の二十七の六まで　削除

第四章第二節の七の節名中「放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の七中「（衛星補助放送を除く。）」を削り、「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四章第二節の八の節名中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の九中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十第三項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第三十七条の二十七の十の二中「同条第四項第二号」を「同条第四項第三号」に、「、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備」を「又は一般放送を行うための有線電気通信設備」に改める。

第三十七条の二十七の十一中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第四章第二節の八の二の節名中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十一の二中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十一の三第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「第三章の二第一節」を「第四章第一節」に改め、同条第二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「第三章の二第二節」を「第四章第二節」に改める。

第四章第二節の九を次のように改める。

第二節の九　削除

第三十七条の二十七の十二から第三十七条の二十七の十四まで　削除

第四章第二節の十の節名中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十五中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十六第三項第一号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「広帯域放送衛星局」を「広帯域衛星基幹放送局」に、「同令第三十一条第三項」を「デジタル放送の標準方式第五十二条第三項」に改め、同項第二号中「放送衛星局の」を「衛星基幹放送局の」に、「高度広帯域放送衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に、「同令第三十五条の四第三項」を「デジタル放送の標準方式第五十九条第三項」に改め、同条第四項中「放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波」を「衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波」に改め、同項第一号中「広帯域放送衛星局」を「広帯域衛星基幹放送局」に改め、同条第五項中「放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置」を「衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置」に改め、同項第一号中「広帯域放送衛星局」を「広帯域衛星基幹放送局」に改め、同項第二号中「高度広帯域放送衛星局」を「高度広帯域衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十七中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第四章第二節の十一の節名中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三十七条の二十七の十八中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。